

株 主 各 位

東京都千代田区神田練塀町 300 番地  
**大日本コンサルタント株式会社**  
代表取締役会長 高久 晃

### 臨時株主総会決議ご通知の訂正について

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月23日にご送付申し上げました「臨時株主総会決議ご通知」につきまして、記載内容の一部に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬 具

(訂正内容)

第2号議案 定款一部変更の件のうち、株式の譲渡制限規定の新設(変更案第7条)につきましては、会社法第309条第3項1号に規定されている決議要件(「議決権を行使することができる株主の半数以上であつて、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない)を満たしていないことが判りました。本総会において議決権を行使できる株主の半数以上の賛成の要件を満たしておりませんでしたので、定款一部変更の内容として、当該株式の譲渡制限規定の新設(変更案第7条)部分につきましては、有効に成立していません。

(訂正箇所)

訂正箇所は下線で表示しております。

#### 記

	訂正前	訂正後
<b>第2号議案</b>	<p>定款一部変更の件</p> <p>本件は、<u>原案のとおり承認可決</u>され、定款の一部を変更いたしました。なお、定款変更の効力発生は株式移転の効力発生日となります。変更の概要は次のとおりであります。</p> <p>当社は、株式移転の効力発生日以降は株式移転完全子会社となることから、<u>株式譲渡制限会社への移行と経営統合に伴う組織体制の変更</u>として、経営の透明性を最大限確保しつつ経営戦略の確実な実行を期すため、監査役設置会社に移行すべく監査役に関する規定の新設並びに監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の削除を行いました。また、かかるガバナンス体制の見直しに伴い、取締役の任期の変更並びに役付取締役</p>	<p>定款一部変更の件</p> <p>本件は、<u>株式の譲渡制限規定の新設(変更案第7条)</u>を除き承認可決され、定款の一部を変更いたしました。なお、定款変更の効力発生は株式移転の効力発生日となります。変更の概要は次のとおりであります。</p> <p>当社は、株式移転の効力発生日以降は株式移転完全子会社となることから、<u>経営統合に伴う組織体制の変更</u>として、経営の透明性を最大限確保しつつ経営戦略の確実な実行を期すため、監査役設置会社に移行すべく監査役に関する規定の新設並びに監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の削除を行いました。また、かかるガバナンス体制の見直しに伴い、取締役の任期の変更並び</p>

	<p>および役付執行役員の地位の変更を行いました。</p>	<p>に役付取締役および役付執行役員の地位の変更を行いました。</p>
<p><b>第3号議案</b></p>	<p>取締役4名選任の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に新井伸博、楠本良徳の2氏が再選され重任し、中岡和伸、原田政彦氏の2氏が新たに選任されました。なお、本議案の効力発生は定款変更の効力が発生した時となります。</p>	<p>取締役4名選任の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に新井伸博、楠本良徳の2氏が再選され重任し、中岡和伸、原田政彦氏の2氏が新たに選任されました。なお、本議案の効力発生は定款変更（「監査等委員会設置会社」から「監査役設置会社」への移行に関連する部分の変更）の効力が発生した時となります。</p>
<p><b>第4号議案</b></p>	<p>監査役3名選任の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に梅基英明、矢島一昭、東海秀樹の3氏が新たに選任されました。なお、本議案の効力発生は定款変更の効力が発生した時となります。</p>	<p>監査役3名選任の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に梅基英明、矢島一昭、東海秀樹の3氏が新たに選任されました。なお、本議案の効力発生は定款変更（「監査等委員会設置会社」から「監査役設置会社」への移行に関連する部分の変更）の効力が発生した時となります。</p>
<p><b>第5号議案</b></p>	<p>取締役の報酬額設定の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決され、取締役の報酬額を、金銭で支給するものの総額は年額120百万円以内（使用人分給与は含まない。）と決定いたしました。なお、本議案の効力発生は定款変更の効力が発生した時となります。</p>	<p>取締役の報酬額設定の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決され、取締役の報酬額を、金銭で支給するものの総額は年額120百万円以内（使用人分給与は含まない。）と決定いたしました。なお、本議案の効力発生は定款変更（「監査等委員会設置会社」から「監査役設置会社」への移行に関連する部分の変更）の効力が発生した時となります。</p>
<p><b>第6号議案</b></p>	<p>取締役に對するストック・オプションに関する報酬等の決定の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決されました。なお、本議案の効力発生は定款変更の効力が発生した時となります。</p>	<p>取締役に對するストック・オプションに関する報酬等の決定の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決されました。なお、本議案の効力発生は定款変更（「監査等委員会設置会社」から「監査役設置会社」への移行に関連する部分の変更）の効力が発生した時となります。</p>
<p><b>第7号議案</b></p>	<p>監査役報酬額設定の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決され、監査役報酬額を、年額50百万円以内と決定いたしました。なお、本議案の効力発生は定款変更の効力が発生した時となります。</p>	<p>監査役報酬額設定の件</p> <p>本件は、原案のとおり承認可決され、監査役報酬額を、年額50百万円以内と決定いたしました。なお、本議案の効力発生は定款変更（「監査等委員会設置会社」から「監査役設置会社」への移行に関連する部分の変更）</p>

		の効力が発生した時となります。
--	--	-----------------

以 上

なお、株式の譲渡制限規定の新設のための定款変更につきましては、2021年7月14日に予定する共同株式移転後、改めてその時点の株主（完全親会社であるDNホールディングス株式会社）により株主総会を開催し決議する予定です。